

堺市立中百舌鳥小学校いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本的な姿勢

(1) 本校の教育目標

ひとりひとりを大切にし、心身ともにたくましく豊かな人間性をもつ子を育てる。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

2. いじめに関する指導の原則

(1) 問題の発見、解決には一刻一瞬を大切に、早期に対応する。

（休み中は、子ども・保護者の身になって、できる限りの対応をする。）

(2) どのような時に何があったか（改善のための努力も）具体的に記録していく。

(3) 解決の方向は、具体的に決定する。

(4) 「問題」には、全教職員が一致団結して当事者として対応する。

(5) 「問題」が発生したら、「解決」を確認するまで追求する。

(6) 改善が見られないときは、早期に別途具体的方針をたてる。

(7) 学年・担任が再建の柱となる。全職員で担任・授業者を支える。

(8) 重大事態（法第28条1項）への対処は、直ちに教育委員会に報告、いじめ対策委員会での調査を行う。

3. いじめ防止・いじめ対策のための基本方針

(1) 予防のシステム

○教育課程内の教科等による計画的指導・支援

○休み時間・給食時間・清掃時間等の指導・支援

○朝の会・終わりの会での指導・支援

○全職員による見逃さない・見過ごさない指導 他

(2) 発見のシステム（観察）

○担任、専科等の教員による授業等での様子の観察

○全教職員による日常生活の観察（あれっ？と思ったら担任に知らせる）

(3) 発見のシステム（アンケート）

○学期に1回、「いじめに関するアンケート」の実施

（5月末、9月末、1月末、参観懇談前に）

(4) 発見のシステム（調査）

○休み時間に「誰と」「どこで」「何をして」過ごしているか

○ひとりぼっちの子→さりげなく何をしていたかを確認

(5)対応のシステム（いじめ対策委員会）

○構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該職員等

○開催

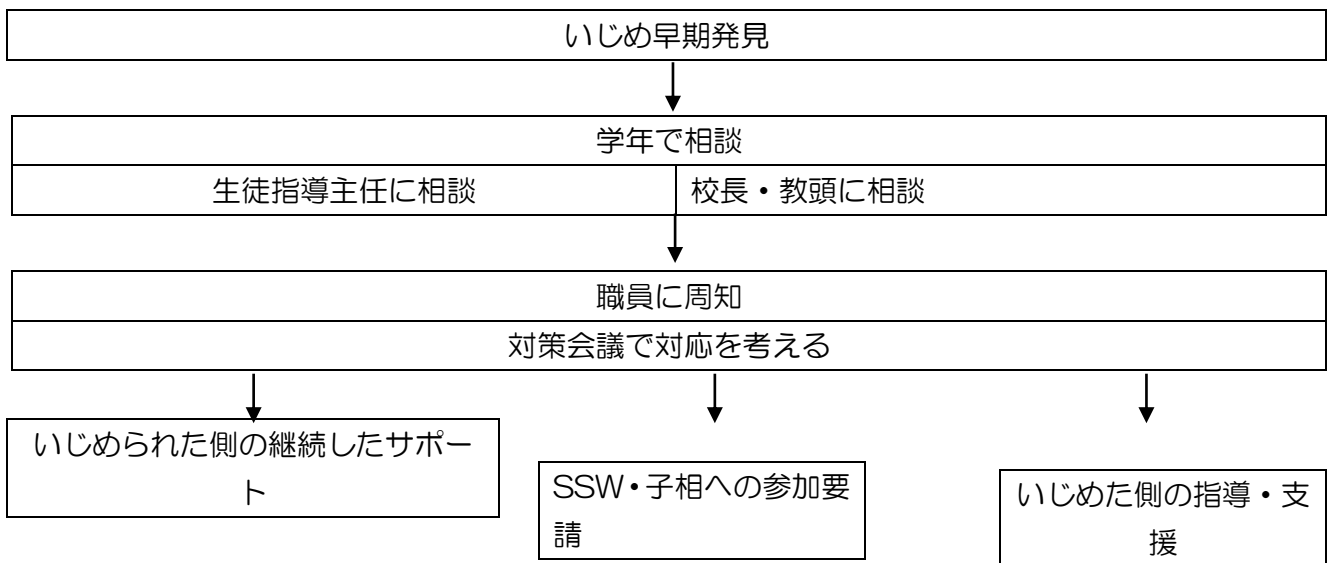
いじめ・不登校をはじめ、学級がうまく機能していない状況にある場合

「観察」「アンケート」「調査」「子どもや保護者からの訴え」等でいじめを発見した場合

○委員会の役割

- ・ いじめを受けた児童の安全を最優先に確保し、指導・支援する。さらに、いじめが解決したと思われる場合でも継続して支援を行う。また、いじめを知らせてきた児童を守り通す。
- ・ いじめた児童に対しては、毅然とした態度で粘り強く指導し、継続して支援も行う。
- ・ いじめを受けた保護者には、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝え、対応方針を説明する。
- ・ いじめた児童の保護者には、迅速に事実関係を連絡し、連携して対応を行えるように理解と協力を求める。

(6)いじめの対応に当たる組織・対応の流れについて



(3)いじめに対する学校の対応

- (1) いじめを受けた児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめた児童には、いじめが人権侵害・犯罪行為であることを指導し、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられるように、教育環境の確保に努める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的に連絡を取り合う。
- (8) いじめ記録シートを用いて情報を共有し、全教職員でいじめ事象の悪化、再発を防ぐ。